

新旧対照表

○板橋区地域ケア運営協議会設置要綱

変更後（新）	変更前（旧）
<p>第1条 （省略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとし、各項について意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 包括支援センターの設置等に関すること</p> <p>ア 包括支援センターの担当する圏域の設定</p> <p>イ 包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託先法人の選定又は包括支援センターの業務の委託先法人の変更</p> <p>ウ 包括支援センターの委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施</p> <p>エ 包括支援センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等</p> <p>オ その他協議会が包括支援センターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>(2) 包括支援センターの職員配置基準に関すること</p> <p>(3) 包括支援センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること</p> <p>(4) 包括支援センターの行う業務に係る方針に関すること</p> <p>(5) 包括支援センターの運営に関すること</p>	<p>第1条 （省略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 包括支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること</p> <p>ア 包括支援センターの担当する圏域の設定</p> <p>イ 包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託先法人の選定又は包括支援センターの業務の委託先法人の変更</p> <p>ウ 包括支援センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定</p> <p>エ その他協議会が包括支援センターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</p> <p>(2) 包括支援センターの行う業務に係る方針に関すること</p> <p>(3) 包括支援センターの運営に関すること</p>

ア 協議会は、毎年度、包括支援センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- a 事業計画書及び収支予算書
- b 事業報告及び収支決算書
- c 包括支援センターの運営状況に関する評価の結果
- d その他協議会が必要と認める書類

イ 協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、区が作成した基準に基づき、定期的に、事業内容等の評価するものとする。

(6) 包括支援センターの職員の確保に関すること

(7) その他、地域包括ケアに関すること

付 則 (省略)

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

ア 協議会は、毎年度、包括支援センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- a 事業計画書及び収支予算書
- b 事業報告及び収支決算書
- c 包括支援センターの運営状況に関する評価の結果
- d その他協議会が必要と認める書類

イ 協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、区が作成した基準に基づき、定期的に、事業内容等の評価するものとする。

(4) 包括支援センターの職員の確保に関すること

(5) その他、地域包括ケアに関すること

付 則 (省略)